

制度の根幹：「認可」と「確認」の二重構造

本制度は、サービスの質と透明性を確保するため、異なる法律に基づく2つの承認プロセスを経て運用されます。

認可 (Authorization)



- ・根拠法：児童福祉法
- ・焦点：設備の認可基準（安全・衛生・職員）
- ・アクション：衛生管理、設備、職員配置が基準を満たしているか審査。

確認 (Confirmation)



- ・根拠法：子ども・子育て支援法
- ・焦点：給付費の支払基準（給付適格性）
- ・アクション：給付対象施設として適切か、公費支出の透明性を確保。

二重チェック構造により適切な事業実施を担保します。

開設までの道のり：事前協議から公示まで

Step 1 Step 2 Step 3 Step 4 Step 5



事前協議

(事業計画の内容確認)

認可申請

(確認申請書類も
あわせて提出)

Step 3

審査・意見聴取

(子ども・子育て会議)

Step 4

認可・確認

(通知の受領)

Step 5

公示

(事業者情報の公開)

認可申請と確認申請を同時に受け付けることで、事務負担を軽減する運用が想定されます。